

<①計画・用地選定から設計までの関係法令等>

【開発行為関係】

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)	再生エネルギーの種類					
						太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス	
1	都市計画法	開発許可	北九州市の一部	北九州市建築都市局開発指導課	093-582-2644	○	○	○	○	○	
			福岡市の一部	福岡市住宅都市局建築指導部開発・建築調整課	092-711-4587	○	○	○	○	○	
			久留米市の一部	久留米市都市建設部都市計画課	0942-30-9343	○	○	○	○	○	
			政令市・中核市・大任町を除く福岡県の一部	福岡県建築都市部都市計画課	092-643-3715	○	○	○	○	○	
		建築物の新築、改築もしくは増築(第53条)	久留米市の都市計画施設の区域内	久留米市都市建設部都市計画課	0942-30-9083	○	○	○	○	○	
			大牟田市の都市計画施設の区域内	大牟田市都市整備部都市計画・公園課	0944-41-2782	○	○	○	○	○	
			市を除く県内の市街地再開発事業(予定)区域内	福岡県建築都市部都市計画課	092-643-3714	○	○	○	○	○	
			市を除く都市計画法の規定に基づく道路、公園、緑地及び墓園の区域内	福岡県建築都市部公園街路課	092-643-3725	○	○	○	○	○	
			建築物その他工作物の新築、改築、若しくは増築(行為の着手の30日前までに届出)	久留米市の地区計画区域内	久留米市都市建設部都市計画課	0942-30-9083	○	○	○	○	○
				大牟田市の該当する地区計画区域内	大牟田市都市整備部都市計画・公園課	0944-41-2782	○	○	○	○	○
2	大牟田市開発行為に関する手引き	1,000㎡以上の開発行為	大牟田市	大牟田市都市整備部建築住宅課	0944-41-2797	○	○	○	○	○	
3	久留米市農圃条例	1,000㎡以上(市街化区域以外は3,000㎡以上)の土地形質の変更(行為の着手の30日前までに届出)	久留米市	久留米市都市建設部都市計画課	0942-30-9083	○	○	○	○	○	
4	久留米市風致地区条例	宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	久留米市風致地区内	久留米市都市建設部都市計画課	0942-30-9083	○	○	○	○	○	
3	飯塚市開発指導要綱	1,000㎡以上の開発行為	飯塚市内の都市計画区域内又は準都市計画区域内	飯塚市都市計画課	0948-22-5500(内:1553)	○	○	○	○	○	
4	筑紫野市開発行為等整備要綱	500㎡以上の開発行為、中高層建築物(10m以上)の建築物、都市計画法第29条に基づく許可が必要な開発行為	筑紫野市	筑紫野市都市計画課	092-923-1111	○	○	○	○	○	
5	春日市開発行為等整備要綱	開発区域の面積が1,000㎡以上のもの、建築物の高さが10m以上のもの	春日市	春日市都市計画課	092-584-1111	○	○	○	○	○	
6	大野城市開発行為等指導要綱	1,000㎡以上の開発行為、10mを超える建築物	大野城市	大野城市建設環境部都市計画課	092-580-1867	○	○	○	○	○	
7	宗像市市街化調整区域等の開発行為に関する条例	500㎡以上の区域の開発行為	宗像市(都市計画法7条2項に定める市街化区域を除く)	宗像市環境部環境課環境対策係	0940-36-1421	○	○	○	○	○	
8	宗像市開発行為指導要綱	1,000㎡以上の開発行為	宗像市	宗像市都市再生部都市再生課街か再生係	0940-36-9777	○	○	○	○	○	
9	宗像市景観計画 宗像市景観条例	一定規模を超える開発行為等(行為の着手の30日前までに届出・申請)	宗像市	宗像市都市再生部都市計画課都市計画係	0940-36-1484	○	○	○	○	○	
10	宗像市ため池の保全に関する条例	満水面積が500㎡以上のため池に、影響を与える恐れのある周辺の開発行為	宗像市	宗像市産業振興部農業振興課	0940-36-0041	○	○	○	○	○	
11	太宰府市開発行為等整備要綱	施行区域面積が1,000㎡以上のもの、中高層建築物(10m以上)の建築行為	太宰府市	太宰府市都市整備部都市計画課	092-921-2121	○	○	○	○	○	
12	古賀市土地対策指導要綱	1,000㎡以上の開発行為等	古賀市	古賀市建設産業部都市整備課	092-942-1119	○	○	○	○	○	
13	福津市景観条例	景観重点区域での開発行為(行為の着手30日前に届出、90日前までに事前協議)	景観重点区域	福津市都市整備部都市管理課	0940-62-5036	○	○	○	○	○	
14	福津市開発事業指導要綱	500㎡以上の開発行為	福津市	福津市都市整備部都市管理課	0940-62-5036	○	○	○	○	○	
15	うきは市開発行為指導要綱	1,000㎡以上の開発行為	うきは市	うきは市都市計画準備課	0943-76-9063	○	○	○	○	○	
16	朝倉市土地開発指導要綱	開発区域が、計1,000㎡以上。くわえて、新設又は既存の管理用建物が存在する場合。	朝倉市の都市計画区域内及び、準都市計画区域内	朝倉市都市整備課庶務係	0946-22-1115	○	○	○	○	○	
17	糸島市開発行為等に関する指導要綱	1,000㎡以上の開発行為及び建築行為	糸島市	糸島市建設都市部都市計画課	092-332-2077	○	○	○	○	○	
18	糸島市中高層建築物の建築に関する指導要綱	10mを超える建築物	糸島市	糸島市建設都市部都市計画課	092-332-2077	○	○	○	○	○	
19	那珂川市開発行為等整備要綱	開発区域の面積が1,000㎡以上のもの、建築物の高さが10m以上のもの	那珂川市	那珂川市都市整備部都市計画課	092-953-2211	○	○	○	○	○	
20	宇美町開発行為等整備要綱	500㎡以上の開発行為、中高層建築物(10m以上)の建築物もしくは階数が3以上の建築行為(新築に限る)、4戸以上の集合住宅の建築、駐車場、資材置場等の用に供するための土地の区画形質の変更	宇美町	宇美町都市整備課	092-934-2244	○	○	○	○	○	
21	篠栗町開発行為に関する指導要綱	1,000㎡以上の開発行為(1,000㎡以下でも事前協議が必要)	篠栗町	篠栗町都市整備課	092-947-1219	○	○	○	○	○	
22	志免町開発事業指導要綱	町が定める範囲内における開発行為等	志免町	志免町都市整備課	092-935-1001	○	○	○	○	○	
23	須恵町開発行為等指導要綱(開発行為関係)	開発行為面積が1,000平方メートル以上建築基準法に基づく中高層建築物のうち、地上高10メートル以上又は階数が3以上の建築行為 住居規模が4戸以上の共同住宅及び戸建の借家を建築する行為 ワンルーム住戸を4戸以上有する共同住宅を建築する行為	須恵町	須恵町都市整備課	092-932-1151	○	○	○	○	○	
24	新宮町開発行為等指導要綱	町が定める範囲内における開発行為等	新宮町	新宮町都市整備課	092-963-1735	○	○	○	○	○	
25	粕屋町開発行為等指導要綱	町が定める範囲内における開発行為等	粕屋町	粕屋町都市政策部都市計画課	092-938-0208	○	○	○	○	○	
26	水巻町宅地開発指導要綱	1,000㎡以上の開発行為	水巻町	水巻町建設課都市計画係	093-201-4321	○	○	○	○	○	
27	岡垣町土地開発事業に関する指導要綱	1,000㎡以上の土地の開発	岡垣町	岡垣町都市建設課	093-282-1211	○	○	○	○	○	
28	遠賀町開発行為に関する条例	1,000㎡以上の開発行為	遠賀町	遠賀町都市計画課	093-293-1317	○	○	○	○	○	

再生可能エネルギー設備導入における主な関連許認可等の担当窓口

令和6年4月現在

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)	再生エネルギーの種類				
						太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス
29	<a href="#">桂川町開発指導要綱</a>	桂川町内における1,000㎡以上の開発行為	桂川町の都市計画区域内	桂川町企画財政課	0948-65-1085	○	○	○	○	○
30	<a href="#">桂川町自然環境保護条例</a>	桂川町内における開発事業	桂川町	桂川町企画財政課	0948-65-1085	○	○	○	○	○
31	<a href="#">筑前町開発指導要綱</a>	1,000㎡以上の開発行為	筑前町	筑前町都市計画課	0946-42-6641	○	○	○	○	○
32	<a href="#">筑前町自然環境保全条例</a>	町長が定める範囲内における開発	筑前町の一部(町長が定める範囲)	筑前町都市計画課	0946-42-6642	○	○	○	○	○
33	<a href="#">大刀洗町開発行為等整備要綱</a>	1,000㎡以上の開発行為または建築行為(自己専用住宅を除く)	大刀洗町	大刀洗町建設課管理係	0942-77-6204	○	○	○	○	○
34	<a href="#">大木町の食の景観を守り創る条例</a>	一定規模を超える開発行為・建築行為等(事前に届出が必要)	大木町	大木町まちづくり課政策企画グループ	0944-32-1047	○	○	○	○	○
35	<a href="#">赤村環境保全条例</a>	1,000㎡以上の開発行為	赤村	赤村住民課福祉環境係	0947-62-3000	○	○	○	○	○
36	<a href="#">みやこ町宅地等開発事業に関する指導要綱</a>	1,500㎡以上3,000㎡未満の土地開発	みやこ町	みやこ町都市整備課	0930-32-6007	○	○	○	○	○
37	<a href="#">みやこ町環境保全条例</a>	1,000㎡以上10,000㎡未満の開発行為	みやこ町	みやこ町都市整備課	0930-32-6007	○	○	○	○	○
38	<a href="#">築上町土砂害による土地の埋立て、盛土及びびたい積の規制に関する条例</a>	500㎡以上、3,000㎡以下の土地の開発	築上町	築上町環境課環境係	0930-52-0001	○	○	○	○	○
39	<a href="#">工場立地法</a>	敷地面積9,000㎡以上又は建築物の建築面積の合計3,000㎡以上(太陽光発電、水力発電及び地熱発電を除く)この要件を満たす場合は、事前の届出が必要	各市町村	工場立地法を所管する各市町村担当課	各市町村	×	○	×	×	○
40	<a href="#">福岡県環境影響評価条例</a>	・開発区域の面積が50ha以上の宅地(主として建築物の建築の用に供する一団の土地をいう。)の造成事業(環境影響評価手続の実施)	県全域(北九州市及び福岡市を除く)	福岡県環境部自然環境課	092-643-3368	○	○	○	○	○
41	<a href="#">北九州市環境影響評価条例</a>	・出力1.5万kW以上の水力発電所、出力7.5万kW以上の地熱以外の火力発電所、出力5000kW以上の風力発電所 ・開発区域の面積が50ha以上の土地の造成事業 ・排出ガス量が4万m <sup>3</sup> /h以上又は排出水量が5000m <sup>3</sup> /日以上又は事業場の建設事業	北九州市	北九州市環境局環境監視部環境監視課	093-582-2290	○	○	×	○	○
42	<a href="#">福岡県環境影響評価条例</a>	以下の規模要件に該当する場合、事業の実施前に環境影響評価を行う必要がある。 (太陽光発電所関係) ・開発区域の面積が50ha以上又は次に掲げる区域の区分に応じ、それぞれに定めた面積以上の土地の形質変更を伴う太陽光発電所 (1)市街化区域 20ha (2)市街化調整区域 10ha (3)特定区域※ 5ha ※特定区域とは、対象事業実施区域の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するもの又は接するものをいう。 ・標高80メートル以上の地域 ・ため池若しくは治水池(池面積2,000平方メートル以上)、河川又は海岸(港湾区域を除く) ・風致地区、特別緑地保全地区、自然公園、史跡、名勝、天然記念物、保安林(水力発電所関係) (風力発電所関係) ・出力1,500kW以上(特定区域※及び500メートル以内に住環境等がある地域は出力1,000kW以上)の風力発電所の新設または増設 (水力発電所関係) ・貯水面積10ha以上のダムの新築 ・湛水面積10ha以上の堰の新築又は改築 (バイオマス発電所関係) ・出力5万kW以上の火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の新設または増設 ・工場立地法に規定する特定工場又は大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設(非常用を除く)若しくは水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する工場若しくは事業場の建設の事業で、次のいずれかに該当するもの(増設にあっては、当該増設に係る部分が次のいずれかに該当するもの) (1)排出ガス量が1時間当たり4万立方メートル以上であるもの (2)排出水量が1日当たり5,000立方メートル以上であるもの (3)敷地の面積が5ha以上であるもの	福岡市	福岡市環境局環境監視部環境調整課	092-733-5389	○	○	×	○	○
43	<a href="#">福岡県環境保全に関する条例</a>	・開発区域の面積が3ha以上の宅地(主として建築物の建築の用に供する一団の土地をいう。)の造成事業(工事着手の30日前までに届出)	県全域(自然公園区域、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域を除く。)	福岡県環境部自然環境課	092-643-3368	○	○	○	○	○
44	<a href="#">文化財保護法</a>	周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等 史跡・名勝・天然記念物の指定地内で現状変更行為を行う場合又は保存に影響を与える場合、事前に国等への許可が必要 工事中に遺跡や遺物等を発見した場合、市町村等への届出が必要	県全域 各市町村	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課企画・埋蔵文化財係 各市町村教育委員会	092-643-3876 各市町村教育委員会	○	○	○	○	○
45	<a href="#">採石法</a>	採石業者の登録	県全域	福岡県商工部工業保安課	092-643-3438	○	○	○	○	○
			県全域(北九州市、福岡市を除く)	福岡県商工部工業保安課	092-643-3438	○	○	○	○	○
			北九州市	北九州市産業経済局農林水産部農林課	093-582-2078	○	○	○	○	○
			福岡市	福岡市農林水産局総務農林部森づくり推進課	092-711-4846	○	○	○	○	○
45	<a href="#">採石法</a>	岩石採取の認可	県全域	福岡県商工部工業保安課	092-643-3438	○	○	○	○	○
			県全域(北九州市、福岡市を除く)	福岡県商工部工業保安課	092-643-3438	○	○	○	○	○
			北九州市	北九州市産業経済局農林水産部農林課	093-582-2078	○	○	○	○	○
			福岡市	福岡市農林水産局総務農林部森づくり推進課	092-711-4846	○	○	○	○	○

再生可能エネルギー設備導入における主な関連許認可等の担当窓口

令和6年4月現在

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)	再生エネルギーの種類						
						太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス		
46	砂利採取法	砂利採取業者の登録	県全域	福岡県商工部工業保安課	092-643-3438	○	○	○	○	○		
			砂利採取計画の認可(海砂利)	県全域(北九州市、福岡市を除く)	福岡県県土整備部港湾課管理係	092-643-3674	○	○	○	○	○	
				北九州市	北九州市港湾空港局港湾部港湾課	093-321-5960	○	○	○	○	○	
		福岡市(港湾区域のみ)		福岡市港湾空港局港湾振興部港湾管理課	092-282-7173	○	○	○	○	○		
		砂利採取計画の認可(海砂利以外)	県全域(北九州市、福岡市を除く)	福岡県県土整備部河川管理課管理係	092-643-3666	○	○	○	○	○		
			北九州市(河川区域のみ)	北九州市建設局河川部水環境課	093-582-2491	○	○	○	○	○		
			福岡市	福岡市道路下水道局建設部河川課	092-711-4497	○	○	○	○	○		
		砂利採取計画の認可(漁港区域)	県全域(北九州市、福岡市を除く)	福岡県農林水産部水産局水産振興課施設管理係	092-643-3565	○	○	○	○	○		
			北九州市	北九州市産業経済局農林水産部水産課	093-582-2086	○	○	○	○	○		
			福岡市	福岡市農林水産局水産部漁港課	092-711-4372	○	○	○	○	○		
		47	土壌汚染対策法	・3,000㎡以上の土地の形質変更(工事着手の30日前までに届出) ・現に有害物質使用特定施設が設置されている工場等の土地において900㎡以上の土地の形質変更(工事着手の30日前までに届出) ・法第3条第1項ただし書により調査猶予中の土地での900㎡以上の土地変更	福岡県(北九州市、福岡市、久留米市を除く)	福岡県環境部環境保全課土壌係(相談)	092-643-3361	○	○	○	○	○
					筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市	福岡県筑紫保健福祉環境事務所環境指導課(届出窓口)	092-513-5612	○	○	○	○	○
中間市、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡、遠賀郡	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所環境指導課(届出窓口)				0940-36-6322	○	○	○	○	○		
※1 直方市、宮若市、鞍手郡 ※2 飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡 ※3 田川市、田川郡	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所環境指導課(届出窓口)				※1 0948-21-4812 ※2 0948-21-4813 ※3 0948-21-4814	○	○	○	○	○		
小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡	福岡県北筑後保健福祉環境事務所環境課(届出窓口)				0942-30-1058	○	○	○	○	○		
柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三浦郡、八女郡	福岡県南筑後保健福祉環境事務所環境指導課(届出窓口)				0943-22-6964	○	○	○	○	○		
行橋市、豊前市、京都市、築上郡	福岡県京築保健福祉環境事務所環境課(届出窓口)				0930-23-2380	○	○	○	○	○		
大牟田市	大牟田市環境部環境保全課(届出窓口)				0944-41-2721	○	○	○	○	○		
北九州市	北九州市環境局環境監視部環境監視課				093-582-2290	○	○	○	○	○		
福岡市	福岡市環境局環境監視部環境保全課				092-733-5386	○	○	○	○	○		
久留米市	久留米市環境部環境保全課				0942-30-9043	○	○	○	○	○		
48	土地区画整理法				土地の形質の変更、建築物その他工作物の新築、改築若しくは増築(第76条)	久留米市土地区画整理事業区域内	久留米市都市建設部都市計画課	0942-30-9083	○	○	○	○
		県内の事業中の土地区画整理事業区域内(市の区域内で個人、組合、会社、市が施行するものを除く)	福岡県建築部都市部都市計画課	092-643-3714		○	○	○	○	○		
49	福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例	土砂埋立て等を行う土地の面積が3,000㎡を超える場合	県全域	福岡県農林水産部農山漁村振興課森林保全係	092-643-3546	○	○	○	○	○		
50	福岡市土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例	土砂埋立て等を行う土地の面積が1,000㎡、又は高さが5mを超える場合	福岡市全域	福岡市農林水産局総務農林部森づくり推進課	092-711-4846	○	○	○	○	○		
51	飯塚市自然環境保全条例	1,000㎡以上の土地の形質変更	飯塚市	飯塚市環境整備課	0948-22-5500(内:1652)	○	○	○	○	○		
52	嘉麻市自然環境保全条例	1,000㎡以上の土地の形質変更	嘉麻市	嘉麻市環境課環境衛生係	0948-62-5663	○	○	○	○	○		
53	筑紫野市環境配慮に関する要綱	2,000㎡以上の土地の形質変更や建築、工作物の新設、改築	筑紫野市	筑紫野市環境課	092-923-1111	○	○	○	○	○		
54	筑紫野市土地の地形形質に関する指導要領	・建築を伴わない土砂の埋め立て等による地形の変更 ※農地、山林、原野及び雑草地等を2,000㎡以上10,000㎡未満の規模で地形の変更を行う行為、または盛土の高さが2mを超えるもの。	筑紫野市	筑紫野市農業委員会	092-923-1111	○	○	○	○	○		
55	大野城市自然環境保護条例	・土石の採取、土地の造成その他既存の土地の形状を変更すること。 ・資材又は廃材の集積等を行うこと。 ・木竹を伐採すること。	大野城市の一部	大野城市建設環境部環境・最終処分場対策課	092-580-1886	○	○	○	○	○		
56	福津市環境創造条例	3,000㎡以上かつ現況地盤高から平均3m以上の形状変更	福津市内	福津市うみがめ課	0940-62-5019	○	○	○	○	○		
57	那珂川市森林等の土地保全に関する条例	・2,000㎡以上、かつ現況地盤面高から平均2m以上の土地の形状変更 ・人の生命、身体及び財産の保護または災害の発生防止若しくは周辺環境に著しく影響を及ぼす恐れがある土地の形状変更	那珂川市	那珂川市都市整備部産業課	092-953-2211	○	○	○	○	○		
58	久山町環境保全条例	・1,000㎡を超える土地の区画形質の変更 ・急傾斜地における土地の区画形質の変更	久山町	久山町田園都市課	092-976-1111	○	○	○	○	○		
59	上毛町土砂等のたい積の規制に関する条例	500~3,000㎡の土地の形質変更	上毛町	上毛町住民課	0979-72-3111	○	○	○	○	○		
60	宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成工事規制区域内の形質変更(切土・盛土)	北九州市の一部	北九州市建築都市局開発指導課	093-582-2644	○	○	○	○	○		
			福岡市の一部	福岡市住宅都市局建築指導部開発・建築調整課	092-711-4587	○	○	○	○	○		

再生可能エネルギー設備導入における主な関連許認可等の担当窓口

令和6年4月現在

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)	再生エネルギーの種類				
						太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス
61	農地法	・農地の転用(第4条第1項) ・農地又は採草放牧地の転用のための権利移動(第5条第1項)	県全域(福岡市、久留米市、那珂川市を除く)	福岡県農林水産部水田農業振興課農地係	092-643-3476	○	○	○	○	○
			福岡市	福岡市農業委員会、 福岡市農業委員会西部出張所	092-733-5777、 092-806-9435	○	○	○	○	○
			久留米市	久留米市農業委員会	0942-30-9236	○	○	○	○	○
			那珂川市	那珂川市農業委員会	092-408-3816	○	○	○	○	○
62	農業振興地域の整備に関する法律	・農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画の変更(農振法第8条)  ・農用地区域内における開発許可(農振法第15条の2)	県全域(太宰府市、春日市、大野城市、宇美町、志免町を除く-農業振興地域が存在しないため)	福岡県農林水産部水田農業振興課農業振興地域係	092-643-3475	○	○	○	○	○
			福岡県(太宰府市、春日市、大野城市、宇美町、志免町を除く-農業振興地域が存在しないため)	福岡県農林水産部水田農業振興課農業振興地域係	092-643-3475	○	○	○	○	○
			久留米市	久留米市農政部農政課	0942-30-9163	○	○	○	○	○
			那珂川市	那珂川市都市整備部産業課	092-408-9875	○	○	○	○	○
63	森林法	地域森林計画対象民有林における、1ha(太陽光発電設備の場合は0.5ha)を超える開発行為	県全域(但し、筑後市、大川市、柳川市、大木町、大刀洗町、吉富町を除く-地域森林計画対象民有林が存在しないため)	福岡県農林水産部農山漁村振興課森林保全係	092-643-3546	○	○	○	○	○
		保安林の伐採及び土地の形質変更	県全域(但し、筑後市、大川市、柳川市、大木町、大刀洗町、小郡市、春日市、志免町、吉富町を除く-保安林が存在しないため)	福岡県農林水産部農山漁村振興課森林保全係	092-643-3546	○	○	○	○	○
64	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律	・各市町村内に設定された農村地域工業等導入地区への導入(立地)	久留米市の一部	久留米市商工観光労働部企業誘致推進課	0942-30-9135	○	○	○	○	○
			柳川市の一部	柳川市産業経済部農政課	0944-77-8732	○	○	○	○	○
			八女市の一部	八女市企画部企業誘致課誘致計画係	0943-23-1153	○	○	○	○	○
			筑後市の一部	筑後市建設経済部商工観光課	0942-65-7025	○	○	○	○	○
			大川市の一部	大川市おおかわセールズ課	0944-85-5570	○	○	○	○	○
			行橋市の一部	行橋市産業振興部企業立地課 (内:1223)	0930-25-1111	○	○	○	○	○
			豊前市の一部	豊前市商工課企業立地係	0979-82-1111	○	○	○	○	○
			小郡市の一部	小郡市環境経済部商工・企業立地課 (内:143)	0942-72-2111	○	○	○	○	○
			筑紫野市の一部	筑紫野市企画政策部企画政策課	092-923-1111	○	○	○	○	○
			宗像市の一部	宗像市総務部秘書政策課	0940-36-1284	○	○	○	○	○
			古賀市の一部	古賀市建設産業部商工政策課	092-942-1176	○	○	○	○	○
			うきは市の一部	うきは市都市計画準備課	0943-76-9063	○	○	○	○	○
			宮若市の一部	宮若市総合政策部まちづくり推進課	0949-32-0773	○	○	○	○	○
			嘉麻市の一部	嘉麻市産業建設部産業振興課	0948-57-3149	○	○	○	○	○
			朝倉市の一部	朝倉市農林商工部商工観光課商工労働係	0946-28-7862	○	○	○	○	○
			みやま市の一部	みやま市環境経済部企業誘致推進室	0944-64-1543	○	○	○	○	○
			糸島市の一部	糸島市産業振興部商工観光課	092-332-2080	○	○	○	○	○
			新宮町の一部	新宮町産業振興課	092-962-0238	○	○	○	○	○
			筑前町の一部	筑前町都市計画課	0946-42-6641	○	○	○	○	○
			大刀洗町の一部	大刀洗町産業課	0942-77-6201	○	○	○	○	○
大木町の一部	大木町産業振興課	0944-32-1063	○	○	○	○	○			
広川町の一部	広川町商工観光課	0943-32-1142	○	○	○	○	○			
赤村の一部	赤村産業建設課	0947-62-3000	○	○	○	○	○			
福智町の一部	福智町まちづくり総合政策課	0947-22-7766	○	○	○	○	○			
みやこ町の一部	みやこ町観光まちづくり課	0930-32-2512	○	○	○	○	○			
上毛町の一部	上毛町企画開発課	0979-72-3112	○	○	○	○	○			
65	直方市太陽光発電設備設置事業に関する条例	発電設備の事業面積が3,000㎡以上の発電事業(工事着手30日前までに申出)	直方市	直方市環境政策課	0949-25-2123	○	×	×	×	×
66	農業用ため池の管理及び保全に関する法律	特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの。(第8条)(工事着手30日前までに申請)	県全域	福岡県農村森林整備課農村整備係	092-643-3511	○	○	○	○	○

## 【建築物・工作物関係】

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)	再生エネルギーの種類				
						太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス
67	世界遺産の価値の保護	※世界遺産の「顕著な普遍的価値」を保護するため、事前の計画変更等の協力をお願いすることがあります。 このため、世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産周辺地域で事業を計画する場合には、事前に相談をお願いいたします。	【明治日本の産業革命遺産】 北九州市(旧本事務所、修繕工場、旧鍛冶工場) 中間市(遠賀川水源ホンプ室) 大牟田市(三池港、宮原坑、万田坑、専用鉄道敷跡) 【『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群】 宗像市 福津市	福岡県入づくり・県民生活部文化振興課九州国立博物館・世界遺産室	092-643-3162	○	○	○	○	○
68	福岡県美しいまちづくり条例	一定規模を超える建築物・工作物等 (工事着手30日前までに届出)	筑後市、みやま市、大川市、大刀洗町、大木町、広川町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町及び築上町	福岡県建築都市部都市計画課	092-643-3712	○	○	○	○	○
69	北九州市都市景観条例 関門景観条例	一定規模を超える建築物・工作物等 (工事着手30日前までに届出)	北九州市	北九州市建築都市局都市景観課	093-582-2595	○	○	○	○	○
70	福岡市都市景観条例	一定規模を超える建築物・工作物等 (工事着手30日前までに届出)	福岡市	福岡市住宅都市局都市景観室	092-711-4589	○	○	○	○	○
71	大牟田市景観条例	一定規模を超える建築物・工作物等 (工事着手30日前までに届出)	大牟田市	大牟田市都市整備部都市計画・公園課	0944-41-2782	○	○	○	○	○
72	大牟田市緑化の推進及び樹木等の保存に関する条例	1,000㎡以上の工場、事業場等	大牟田市	大牟田市都市整備部都市計画・公園課	0944-41-2782	○	○	○	○	○
73	大牟田市風致地区内における建築等の規制に関する条例	風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為	大牟田市の該当する風致地区内	大牟田市都市整備部都市計画・公園課	0944-41-2782	○	○	○	○	○
74	久留米市景観条例	一定規模を超える建築物・工作物等 (工事着手30日前までに届出)	久留米市	久留米市都市建設部都市計画課	0942-30-9083	○	○	○	○	○
75	久留米市風致地区条例	建築物等の新築等、建築物等の色彩の変更	久留米市風致地区内			○	○	○	○	○
76	飯塚市都市景観条例	一定規模を超える建築物・工作物等 (工事着手30日前までに届出)	飯塚市	飯塚市都市計画課	0948-22-5500(内:1553)	○	○	○	○	○
77	飯塚市特別用途地区建築条例	特別用途地区内における建築物の建築の制限	飯塚市内の全ての準工業地域及び一部の近隣商業地域	飯塚市都市計画課	0948-22-5500(内:1553)	○	○	○	○	○
78	柳川市景観条例	一定規模を超える建築物・工作物等 (工事着手30日前までに届出)	柳川市	柳川市都市計画課都市計画係	0944-77-8552	○	○	○	○	○
79	柳川市観光地区建築条例	特別用途地区内における建築物の建築の制限	柳川市の一部の地域	柳川市都市計画課都市計画係	0944-77-8552	○	○	○	○	○
80	柳川市特別工業地区建築条例	特別用途地区内における建築物の建築の制限緩和	柳川市の一部の地域	柳川市都市計画課都市計画係	0944-77-8552	○	○	○	○	○
81	八女市文化的景観条例	一定規模を超える建築物・工作物等 (工事着手30日前までに届出)	八女市	八女市企画部定住対策課並み景観係	0943-24-8164	○	○	○	○	○
82	筑後中央広域都市計画特別工業地区条例	特別用途地区内における建築物の建築の制限緩和	八女市	八女市建設経済部建設課都市計画係	0943-24-9456	○	○	○	○	○
83	筑後特別用途地区建築条例	観光地区内における建築物の建築の制限	筑後都市計画船小屋観光地区	筑後市建設経済部都市対策課	0942-65-7028	○	○	○	○	○
84	大川市都市計画特別工業地区条例	建築物の建築制限・構造制限	用途地域で準工業地帯の一部(302ha)	大川市都市計画課都市計画係	0944-85-5603	○	○	○	○	○
85	行橋市宅地開発事業に関する指導要綱	3,000㎡以上は県知事許可、3,000㎡以下でも条件によっては市長同意	行橋市	行橋市都市整備部都市政策課都市計画係	0930-25-1111	○	○	○	○	○
86	行橋市景観まちづくり条例	緑地化の協力や建築物・工作物の色彩の制限	行橋市	行橋市都市整備部都市政策課都市計画係	0930-25-1111	○	○	○	○	○
87	豊前市景観条例	一定規模を超える建築物・工作物等 (工事着手30日前までに届出)	豊前市	豊前市都市住宅課都市整備係	0979-82-1111	○	○	○	○	○
88	小郡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	・建築できる建築物 ・建築物の敷地面積の最低限度 ・壁面の位置の制限 ・建築物の高さの最高限度 ・容積率の最高限度 ・容積率の最高限度	小郡市内各地区における地区整備計画区域	小郡市都市計画課	0942-72-2111	○	○	○	○	○
89	小郡市景観条例	一定規模を超える建築物・工作物等 (工事着手30日前までに届出・申請)	小郡市全域	小郡市都市建設部都市計画課	0942-72-2111	○	○	○	○	○
90	宗像市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	建築物の用途、構造及び敷地に関する規制	宗像市の以下の地域 自由ヶ丘地区、自由ヶ丘第12地区、東部研究学園地区、田熊地区、福元地区、須恵平原地区、東海大学地区、宗像中央公園地区、広陵台地区、青葉台地区、田久地区、土六・須恵地区、自由ヶ丘平原地区、くろいしと北地区、赤間駅北口周辺地区、王丸地区、エコパーク地区、大王寺・玄海ニュータウン地区、公園通り地区、瀬戸地区、荒間地区、宗像大社地区、江口第一地区、神湊第一地区、道の駅むなかた地区、原町地区、三倉地区、グローバルアリーナ地区の各地区整備計画区域	宗像市都市整備部都市計画課都市計画係	0940-36-1484	○	○	○	○	○
91	宗像市景観計画 宗像市景観条例	一定規模を超える建築物の建築等、工作物の建設等 (行為着手の30日前までに届出・申請)	宗像市	宗像市都市整備部都市計画課都市計画係	0940-36-1484	○	○	○	○	○
92	太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例	一定規模を超える建築物・工作物等 (工事着手30日前までに届出)	太宰府市	太宰府市都市整備部都市計画課景観・歴史のまち推進係	092-921-2121	○	○	○	○	○
93	福岡広域都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例	地区計画の区域内における建築物の建築の制限	太宰府市	太宰府市都市整備部都市計画課都市計画係	092-921-2121	○	○	○	○	○
94	福岡広域都市計画太宰府市門前町特別用途地区条例	特別用途地区内における建築物の建築の制限	太宰府市	太宰府市都市整備部都市計画課都市計画係	092-921-2121	○	○	○	○	○

再生可能エネルギー設備導入における主な関連許認可等の担当窓口

令和6年4月現在

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)	再生エネルギーの種類				
						太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス
95	<a href="#">うきは市景観条例</a>	一定規模を超える建築物・工作物等(工事着手30日前までに届出)	うきは市	うきは市都市計画準備課	0943-76-9063	○	○	○	○	○
96	<a href="#">朝倉市歴史景観条例</a>	現状変更行為の規制	朝倉市一部の地域	朝倉市教育部文化・生涯学習課文化財係	0946-28-7341	○	○	○	○	○
97	<a href="#">朝倉市特別用途地区建築条例</a>	特別用途地区内における建築物の建築の制限	朝倉市の準都市計画区域内の一部(原鶴温泉地区)	朝倉市都市整備課庶務係	0946-22-1115	○	○	○	○	○
98	<a href="#">みやま市筑後中央広域都市計画新船小屋観光地区内の建築制限等に関する条例</a>	特別用途地区内における建築物の建築の制限	みやま市新船小屋観光地区(特別用途地区)	みやま市都市計画課	0944-64-1532	○	○	○	○	○
99	<a href="#">糸島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</a>	建築物の用途、構造及び敷地に関する制限	糸島市	糸島市建設都市部都市計画課	092-332-2077	○	○	○	○	○
100	<a href="#">須恵市都市計画文教地区条例</a>	特別用途地区内における建築物の建築の制限	須恵町大字旅石の一部地域	須恵町都市整備課	092-932-1151	○	○	○	○	○
101	<a href="#">新宮町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</a>	地区計画区域内における建築物の用途その他に関する制限	新宮町の区域のうち、地区計画が定められた区域	新宮町都市整備課	092-963-1735	○	○	○	○	○
102	<a href="#">粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</a>	地区計画区域内における建築物の用途その他に関する制限	粕屋町の区域のうち、地区計画が定められた区域	粕屋町都市整備部都市計画課	092-938-0208	○	○	○	○	○
103	<a href="#">小竹町再生可能エネルギー発電設備設置事業指導致続要綱</a>	3,000平方メートル以上の土地での設置事業	小竹町	小竹町役場まちづくり推進課	09496-2-1214	○	○	○	○	○
104	<a href="#">筑前町南高田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</a>	特別用途地区内における建築物の建築の制限	筑前町南高田地区	筑前町都市計画課	0946-42-6641	○	○	○	○	○
105	<a href="#">苅田町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</a>	用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度(工事着手30日前までに届出)	苅田町の区域のうち、地区計画が定められた区域	苅田町都市計画課	093-434-6521	○	○	○	○	○
106	<a href="#">みやこ町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和及び適正な管理に関する条例</a>	規制対象:事業者 再生可能エネルギー発電設備設置事業者 規制内容:・発電出力10kwを超える事業・事業区域の面積1,000平方メートル以上となる事業 必要な手続き:(1)事業計画書提出(2)事業者本籍地記載の住民票(3)位置図(4)土地利用計画図(5)土地造成計画の平面図、縦断面図及び横断面図(6)給排水計画の平面図及び構造図(7)事業区域と隣接地の地籍図(8)法令による許認可等を受けている場合は、その許可証の写し、住民説明会等	みやこ町全域	住民課生活環境係	0930-32-2510	○	×	×	×	×
107	<a href="#">古賀市景観計画</a> <a href="#">古賀市景観条例</a>	建築物、工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	古賀市全域	古賀市建設産業部都市整備課	092-942-1119	○	○	○	○	○
108	<a href="#">古賀市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</a>	地区計画区域内における建築物の用途、敷地及び構造に関する制限	古賀市内各地区計画区域	古賀市建設産業部都市整備課	092-942-1119	○	○	○	○	○
109	<a href="#">古賀市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例</a>	特定用途制限地域内における特定の建築物又は工作物への用途の制限等	古賀市内各特定用途制限地域	古賀市建設産業部都市整備課	092-942-1119	○	○	○	○	○
110	<a href="#">岡垣町太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例(令和6年7月1日施行)</a>	対象事業:発電出力の合計が10kwを超えるもの ※屋根又は屋上に設置するものを除く 規制内容:禁止区域および抑制区域の設定 ※禁止区域:事業区域に含めることを原則認めない区域 ※抑制区域:事業区域に含まないよう求める区域 必要な手続き: ①事前協議 ②周辺関係者への説明 ③事業計画の届出(工事着手60日前まで) ④その他の届出(変更・工事完了・廃止・承継) など	岡垣町全域	住民環境課 環境政策係	093-282-1211(内線115)	○				

【自然公園関係】

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)	再生エネルギーの種類				
						太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス
111	自然公園法	【国立公園】 特別地域内での土地の形状変更、工作物の設置、木竹の伐採等(許可)	北九州市	福岡県環境部自然環境課	092-643-3369	○	○	○	○	○
			北九州市、福岡市	福岡県環境部自然環境課	092-643-3369	○	○	○	○	○
		【国定公園】 特別地域内での土地の形状変更、工作物の設置、木竹の伐採等(許可) 普通地域内での土地の形状変更、一定規模を超える工作物の設置等(工事着手の30日前までに届出)	糸島市	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	092-513-5611	○	○	○	○	○
			宗像市、古賀市、福津市、新宮町、久山町、岡垣町	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	0940-36-2475	○	○	○	○	○
			直方市、添田町、福智町	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	0948-21-4975	○	○	○	○	○
			うきは市、朝倉市、東峰村	福岡県北筑後保健福祉環境事務所	0942-30-1052	○	○	○	○	○
行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、築上町、上毛町	福岡県京築保健福祉環境事務所	0930-23-9050	○	○	○	○	○			
112	福岡県立自然公園条例	【県立自然公園】 特別地域内での土地の形状変更、工作物の設置、木竹の伐採等(許可)	北九州市、福岡市、久留米市	福岡県環境部自然環境課	092-643-3369	○	○	○	○	○
			筑紫野市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	092-513-5611	○	○	○	○	○
		普通地域内での土地の形状変更、一定規模を超える工作物の設置等(工事着手の30日前までに届出)	宇美町、篠栗町、須恵町、久山町	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	0940-36-2475	○	○	○	○	○
			直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、香春町、福智町、赤村	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	0948-21-4975	○	○	○	○	○
			うきは市、朝倉市、大刀洗町	福岡県北筑後保健福祉環境事務所	0942-30-1052	○	○	○	○	○
			大牟田市、八女市、筑後市、みやま市	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	0943-22-6963	○	○	○	○	○
行橋市、苅田町、みやこ町、築上町	福岡県京築保健福祉環境事務所	0930-23-9050	○	○	○	○	○			
113	福岡県環境保全に関する条例	【自然環境保全地域】 特別地区内での土地の形状変更、工作物の設置、木竹の伐採等(許可) 普通地区内での土地の形状変更、一定規模を超える工作物の設置等(工事着手の30日前までに届出)	宗像市、朝倉市、久山町	福岡県環境部自然環境課	092-643-3369	○	○	○	○	○
114	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区内における工作物等の設置等(許可)、木竹の伐採(許可)	県全域	福岡県環境部自然環境課	092-643-3367	○	○	○	○	○

## 【河川・港湾・海岸関係】

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)	再生エネルギーの種類				
						太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス
115	<a href="#">河川法</a>	土地の占用の許可 工作物の新築等の許可	1級河川の指定区間 2級河川	福岡県県土整備部河川管理課管理係	092-643-3666	○	○	○	○	○
116	<a href="#">北九州市普通河川管理条例</a>	土地の占用の許可 工作物の占用の許可	北九州市の ・準用河川 ・普通河川	北九州市建設局河川部河川整備課	093-582-2281	○	○	○	○	○
117	<a href="#">福岡市普通河川管理条例</a>	土地の占用の許可 工作物の新築等の許可	福岡市の ・準用河川 ・普通河川	福岡市道路下水道局建設部河川課	092-711-4497	○	○	○	○	○
	<a href="#">福岡市下水道条例</a>		福岡市の ・下水道管理課所管の水路 ・下水道管渠	福岡市道路下水道局管理部 下水道管理課	092-711-4534					
118	<a href="#">篠栗町河川管理条例</a>	行為の許可	篠栗町内の河川法を適用または準用しない河川	篠栗町都市整備課	092-947-1219	○	○	○	○	○
119	<a href="#">桂川町河川及び公有水面管理条例</a>	桂川町内の河川及び水面の占用許可	桂川町	桂川町建設事業課	0948-65-3330	○	○	○	○	○
120	<a href="#">桂川町用水路の管理に関する条例</a>	桂川町内の用水路の占用及び用水路への放流の許可	桂川町	桂川町建設事業課	0948-65-3330	○	○	○	○	○
121	<a href="#">港湾法</a>	港湾区域内における水域又は公共空地の占用 水域占用については海上保安部等との協議 水際線から20m以内の地域内で構築物の建設又は改築をする場合、載荷重の制限あり(港湾隣接地域)	県営港湾内(苅田、三池、大牟田、宇島、若津、大島、芦屋)	福岡県県土整備部港湾課管理係	092-643-3674	○	○	○	○	○
			北九州港	北九州市港湾空港局総務港営部港営課	093-321-5960	○	○	○	○	○
			博多港	福岡市港湾空港局港湾振興部港湾管理課	092-282-7173	○	○	○	○	○
		臨海地区区内で一定規模以上(床面積の合計が2,500㎡又は敷地面積が5,000㎡以上)の工場又は事業場の新設または増設をする場合(工事開始の60日前までに届出)	北九州港	北九州市港湾空港局総務港営部港営課	093-321-5960	○	○	○	○	○
122	<a href="#">海岸法</a>	海岸保全施設以外の施設又は工作物の設置 土地の掘削、盛土、切土	海岸保全区域(政令市所管除く)	福岡県県土整備部港湾課管理係(国土交通省所管分) 福岡県農林水産部農村森林整備課農地保全係(農林水産省農村振興局所管分)	092-643-3674 092-643-3510	○	○	○	○	○
			海岸保全区域(海岸法第5条第4項の規定により、北九州港湾管理者の長が管理を行う区域に限る)	北九州市港湾空港局総務港営部港営課	093-321-5960	○	○	○	○	○
			一般公共海岸区域	福岡県県土整備部港湾課管理係	092-643-3674	○	○	○	○	○
123	<a href="#">福岡県自然海岸保全地区条例</a>	自然海岸保全地区区内での土地の形質変更、工作物の設置等(届出)	北九州市、豊前市	福岡県環境部自然環境課	092-643-3369	○	○	○	○	○
124	<a href="#">水産資源保護法</a>	同法第18条に基づき指定された保護水面の区域における工事	県下水面のうち保護水面に指定された区域(宗像市地先)	福岡県農林水産部水産局水産振興課	092-643-3561	○	○	○	○	○
125	<a href="#">漁港漁場整備法</a>	漁港の区域内の水面又は公共空地において、工作物の建設等をする場合(許可)	漁港の区域内の水域又は公共空地	福岡県農林水産部水産局水産振興課	092-643-3565	○	○	○	○	○
126	<a href="#">鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</a>	鳥獣保護区特別保護地区内における水面の埋立又は干拓	県全域	福岡県環境部自然環境課	092-643-3367	○	○	○	○	○
127	<a href="#">福岡県漁業調整規則</a>	福岡県の漁業権設定海域における岩礁破碎、土砂もしくは岩石の採取	県沿岸域全域	福岡県農林水産部水産局漁業管理課	092-643-3556	○	○	○	○	○
128	<a href="#">福岡県一般海域管理条例</a>	物件、工作物又は施設等の設置 利害関係者がある場合にあっては、その同意。(漁業関係者、海上保安部等)	一般海域 ※漁港区域、港湾区域、海岸保全区域、河川区域以外の水面(水面下の土地を含む)	福岡県県土整備部港湾課管理係	092-643-3674	○	○	○	○	○
129	<a href="#">福岡県県営港湾の臨港地区内の分区分における構築物の規制に関する条例</a>	県営港湾における建築物その他の構築物の建設	一般海域 ※漁港区域、港湾区域、海岸保全区域、河川区域以外の水面(水面下の土地を含む)	福岡県県土整備部港湾課管理係	092-643-3674	○	○	○	○	○
130	<a href="#">北九州市臨港地区内の分区分における構築物の規制に関する条例</a>	臨港地区区内における建築物その他の構築物の建設	北九州港	北九州市港湾空港局港営課	093-321-5960	○	○	○	○	○
131	<a href="#">福岡県港湾施設管理条例</a>	港湾施設の全部又は一部を占用すること	一般海域 ※漁港区域、港湾区域、海岸保全区域、河川区域以外の水面(水面下の土地を含む)	福岡県県土整備部港湾課管理係	092-643-3674	○	○	○	○	○
132	<a href="#">北九州市港湾施設管理条例</a>	港湾施設の全部又は一部を占用すること	北九州港	北九州市港湾空港局港営課	093-321-5951	○	○	○	○	○
133	<a href="#">福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例</a>	海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等	海岸保全区域及び一般公共海岸区域(政令市所管を除く)	福岡県県土整備部港湾課管理係	092-643-3674	○	○	○	○	○
134	<a href="#">福岡県港湾区域又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例</a>	港湾区域内及び港湾隣接地域内における占用等	県営港湾内(苅田、三池、大牟田、宇島、若津、大島、芦屋)	福岡県県土整備部港湾課管理係	092-643-3674	○	○	○	○	○
135	<a href="#">北九州市の管理する港湾の港湾区域内及び港湾隣接地域内における水域の占用等に関する条例</a>	港湾区域内及び港湾隣接地域内における水域の占用等	北九州港	北九州市港湾空港局港営課	093-321-5960	○	○	○	○	○

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)	再生エネルギーの種類				
						太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス
136	<a href="#">福岡県漁港管理条例</a>	漁港施設占用許可	津屋崎漁港、大島漁港、宇島漁港、沖端漁港、小島漁港、沖ノ島漁港	福岡県農林水産部水産局水産振興課	092-643-3565	○	○	○	○	○
137	<a href="#">北九州市漁港管理条例</a>		岩屋漁港、柄杓田漁港、脇田漁港、曾根漁港、脇之浦漁港、藍島漁港、馬島漁港、平松漁港	北九州市産業経済局水産課	093-582-2086	○	○	○	○	○
138	<a href="#">福岡市漁港管理条例</a>		玄界漁港、西浦漁港、唐泊漁港、博多漁港、浜崎今津漁港、志賀島漁港、弘漁港、奈多漁港	福岡市農林水産局水産部漁港課	092-711-4372	○	○	○	○	○
139	<a href="#">大牟田市黒崎漁港管理条例</a>		黒崎漁港	大牟田市農林水産課	0944-41-2754	○	○	○	○	○
140	<a href="#">柳川市漁港管理条例</a>		中島漁港、有明漁港、血垣開漁港、裏宮永漁港、西開漁港、久間田漁港	柳川市水産振興課	0944-77-8753	○	○	○	○	○
141	<a href="#">大川市漁港管理条例</a>		新田漁港、大野島漁港、上新田漁港、若津漁港、三叉漁港	大川市農業水産課	0944-85-5589	○	○	○	○	○
142	<a href="#">行橋市漁港管理条例</a>		雀尾漁港、長井漁港、稲童漁港、菰島漁港	行橋市商工水産課	0930-25-9733	○	○	○	○	○
143	<a href="#">豊前市漁港管理条例</a>		松江漁港、八屋漁港	豊前市農林水産課	0979-82-1111	○	○	○	○	○
144	<a href="#">宗像市漁港管理条例</a>		神湊漁港、鐘崎漁港、地島漁港	宗像市水産振興課	0940-36-0031	○	○	○	○	○
145	<a href="#">糸島市漁港管理条例</a>		加布里漁港、深江漁港、大入漁港、鹿家漁港、福吉漁港、姫島漁港、船越漁港、岐志漁港、芥屋漁港、野北漁港	糸島市産業振興部農林水産課	092-332-2088	○	○	○	○	○
146	<a href="#">福津市漁港管理条例</a>		勝浦漁港、福岡漁港	福津市建設課	0940-62-5063	○	○	○	○	○
147	<a href="#">みやま市漁港管理条例</a>		江浦漁港	みやま市農林水産課	0944-64-1522	○	○	○	○	○
148	<a href="#">新宮町漁港管理条例</a>		新宮漁港、相島漁港	新宮町都市整備課	092-963-1735	○	○	○	○	○
149	<a href="#">芦屋町漁港管理条例</a>		柏原漁港	芦屋町産業観光課	093-223-3544	○	○	○	○	○
150	<a href="#">岡垣町漁港管理条例</a>		波津漁港	岡垣町産業振興課	093-282-1211 (内)104	○	○	○	○	○
151	<a href="#">築上町漁港管理条例</a>		西八田漁港、八田漁港、椎田漁港、西角田漁港	築上町建設課	0930-56-0300 (内)385	○	○	○	○	○
152	<a href="#">吉富漁港管理条例</a>		吉富漁港	吉富町建設課	0979-24-4073	○	○	○	○	○

## 【道路関係】

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)	再生エネルギーの種類				
						太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス
153	<a href="#">道路法</a>	道路占用許可	政令市を除く県全域の国道(指定区間外)及び県道	福岡県県土整備部道路維持課管理係 (占用許可の実務手続きは各県土整備事務所及び支所)	092-643-3653	○	○	×	×	×
			直轄国道を除く、北九州市管内の道路法上の道路	北九州市建設局総務部管理係 (占用許可の実務手続きは各区役所)	093-582-2271	○	○	×	×	×
			直轄国道を除く、福岡市管内の道路法上の道路	福岡市道路下水道局路政課 (占用許可の実務手続きは各区役所)	092-711-4458	○	○	×	×	×
154	<a href="#">道路交通法</a>	道路使用許可手続 工作物(発電設備)を道路上に設置する場合	県内全域(道路上)	福岡県警察本部交通部交通規制課	092-641-4141	○	○	×	×	×
155	<a href="#">朝倉市道路占用規則</a> <a href="#">朝倉市道路占用料徴収条例</a>	道路法に規定された市道敷に太陽光発電設備及び風力発電設備を設置する場合、市長の許可が必要。	朝倉市	朝倉市建設課用地管理係	0946-28-7573	○	○	×	×	×
156	<a href="#">朝倉市法定外公共物条例</a> <a href="#">朝倉市法定外公共物条例施行規則</a>	道路法又は河川法が適用されない道路、河川その他一般公共の土地に太陽光発電設備及び風力発電設備を設置する場合、市長の許可が必要。	朝倉市	朝倉市建設課用地管理係	0946-28-7573	○	○	×	×	×
157	<a href="#">篠栗町道路占用及び使用に関する条例</a>	道路占用許可	篠栗町内の町道	篠栗町都市整備課	092-947-1219	○	○	○	○	○
158	<a href="#">桂川町道路、河川並びに町有土地占用料徴収条例</a>	占用料の徴収	桂川町	桂川町建設事業課	0948-65-3330	○	○	○	○	○
159	<a href="#">大任町道路占用料に関する条例</a>	道路占用許可	大任町内の町道	大任町事業課	0947-63-3001	○	○	○	○	○

## 【そのほかの占用関係】

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)	再生エネルギーの種類				
						太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス
160	<a href="#">都市公園法</a>	占用許可	東公園、西公園、大濠公園、天神中央公園、名島運動公園	福岡県土整備事務所	092-641-1196	○	○	○	○	○
			中央公園	北九州県土整備事務所	093-691-2764	○	○	○	○	○
			筑豊緑地	飯塚県土整備事務所	0948-21-4934	○	○	○	○	○
			春日公園	那珂県土整備事務所	092-513-5563	○	○	○	○	○
			筑後広域公園(みやま市)	南筑後県土整備事務所柳川支所	0944-72-4155	○	○	○	○	○
			筑後広域公園(筑後市)	八女県土整備事務所	0943-22-6984	○	○	○	○	○
161	<a href="#">古賀市法定外公共物管理条例</a>	道路法又は河川法が適用されない道路、河川その他水路、池、沼等については、設備の設置前に「法定外公共物占用等許可申請」の届出が必要。	古賀市	古賀市建設課管理係	092-942-1117	○	○	○	○	○
162	<a href="#">桂川町法定外公共物の管理に関する条例</a>	桂川町内の法定外公共物の占用許可	桂川町	桂川町建設事業課	0948-65-3330	○	○	○	○	○

【その他開発関係】

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)	再生エネルギーの種類				
						太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス
163	砂防法 福岡県砂防指定地等管理条例	1 工作物の新築、改築又は除却 2 土地の掘削、盛土、のり切り、切土又は開墾 3 土石の採掘若しくは鉱物の採掘又は土石若しくは鉱物のたい積若しくは投棄 4 竹木の伐採又は滑下若しくは地引きによる運搬 5 芝草の掘取り 6 火入れ 7 牛、馬その他の家畜の継続的な放牧又はけい留	砂防指定地	所在地所管の県土整備事務所用地課管理係	各県土整備事務所用地課管理係	○	○	○	○	○
164	地すべり等防止法	1 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為 2 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為 3 のり切又は切土で政令で定めるもの 4 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの 5 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの	地すべり防止区域	所在地所管の県土整備事務所用地課管理係(国土交通省所管分) 福岡県農林水産部農村森林整備課農地保全係(農林水産省農村振興局所管分) 福岡県農林水産部農村森林整備課治山係(林野庁所管分)	各県土整備事務所用地課管理係 (農村森林整備課農地保全係) 092-643-3510 (農村森林整備課治山係) 092-643-3544	○	○	○	○	○
165	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	1 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 2 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 3 のり切、切土、掘さく又は盛土 4 立木竹の伐採 5 木竹の滑下又は地引による搬出 6 土石の採掘又は集積 7 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの	急傾斜地崩壊危険区域	所在地所管の県土整備事務所用地課管理係	各県土整備事務所用地課管理係	○	○	○	○	○
166	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	過去に廃棄物の処分場であった土地の形質変更(工事着手の30日前までに届出)	県全域(北九州市、福岡市及び久留米市を除く。)	福岡県環境部廃棄物対策課	092-643-3364	○	○	○	○	○
			北九州市	北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策課(産業) 北九州市環境局循環社会推進部施設課(一廃)	(産業廃棄物対策課) 093-582-2177 (施設課) 093-582-2184	○	○	○	○	○
			福岡市	福岡市環境局環境監視部産業廃棄物指導課(産業) 福岡市環境局施設部施設課(一廃)	(産業廃棄物指導課) 092-711-4303 (施設課) 092-711-4312	○	○	○	○	○
			久留米市	久留米市環境部廃棄物指導課	0942-30-9148	○	○	○	○	○
167	温泉法	温泉を湧出させる目的での土地の掘削(許可)	北九州市、福岡市、久留米市	福岡県環境部自然環境課	092-643-3368	×	×	○	○	×
			筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	092-513-5611	×	×	○	○	×
			中間市、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡、遠賀郡	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	0940-36-2475	×	×	○	○	×
			直方市、宮若市、鞍手郡、飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡、田川市、田川郡	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	0948-21-4975	×	×	○	○	×
			小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡	福岡県北筑後保健福祉環境事務所	0942-30-1052	×	×	○	○	×
			大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三瀬郡、八女郡	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	0943-22-6963	×	×	○	○	×
			行橋市、豊前市、京都市、築上郡	福岡県京築保健福祉環境事務所	0930-23-9050	×	×	○	○	×
168	国土利用計画法	一定面積以上の土地取引には国土利用計画法に基づく届出が必要(第23条1項) (契約を締結した日から起算して2週間以内)届出 市街化区域 2,000㎡以上 市街化区域以外の都市計画区域 5,000㎡以上 都市計画区域外 10,000㎡以上	北九州市	北九州市建築都市局計画部都市計画課計画調整係	093-582-2451	○	○	○	○	○
			福岡市	福岡市財政局財産有効活用部財産管理課	092-711-4176	○	○	○	○	○
			政令市を除く県内各市町村	福岡県総合政策課政策推進班(相談窓口) 土地の所在する市町村の国土利用計画法担当課(届出窓口)	092-643-3213	○	○	○	○	○
169	公有地の拡大の推進に関する法律	都市計画区域内等の土地を譲渡する場合の届出 1 都市計画施設の区域内の土地(200㎡以上) 2 都市計画区域内の次に掲げる土地(1)から(4)までは200㎡以上 (1) 道路、都市公園、河川予定地として決定又は指定された区域内の土地等 (2) 土地画整理促進区域内の土地 (3) 住宅街区整備事業の施行区域内の土地 (4) 生産緑地地区の区域内の土地 (5) 市街化区域における5,000㎡以上の土地 (6) 上記(1)から(5)のほか、市街化調整区域を除く都市計画区域における10,000㎡以上の土地	各市町	土地の所在する市町の公法担当課(届出窓口)	各市町	○	○	○	○	○
170	土地改良法 福岡県土地改良財産の譲与及び管理の委託に関する条例施行規則	土地改良財産の他目的使用等の承認	県が管理受託している国有土地改良財産(朝倉及び筑後農林事務所管内) 県が所有している土地改良財産	福岡県農林水産部農村森林整備課管理係(他目的使用等の実務手続きは、各農林事務所)	092-643-3506	○	○	○	○	○
171	豊前市土砂等のたい積の規制に関する条例	500㎡以上、3,000㎡以下の埋立て、盛土及びたい積	豊前市	豊前市生活環境課	0979-82-1111	○	○	○	○	○

## 【設備等規制関係】

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)	再生エネルギーの種類				
						太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス
172	<a href="#">環境影響評価法</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出力が2.25万キロワット以上である水力発電所の設置事業</li> <li>出力が1.25万キロワット以上である火力発電所の設置事業</li> <li>出力が0.75万キロワット以上である地熱発電所の設置事業</li> <li>出力が3万キロワット以上である太陽電池発電所の設置事業</li> <li>出力が0.75万キロワット以上である風力発電所の設置事業</li> <li>原子力発電所</li> <li>75ha以上の宅地の造成事業(都市再生機構等が実施するものに限る)</li> </ul>	県全域	福岡県環境部自然環境課	092-643-3368	○	○	○	○	○
173	<a href="#">福岡県環境影響評価条例</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出力が1.5万キロワット以上である水力発電所の設置事業</li> <li>出力が7.5万キロワット以上である火力発電所の設置事業</li> <li>太陽電池及びこれと一体として設けられる機器の設置の用に供する場所その他事業の実施に伴って必要とされる場所(以下「発電区域」という。)の面積が五十ヘクタール以上である太陽電池発電所の設置事業</li> <li>工場又は事業場の設置事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>排出水量 5,000m<sup>3</sup>/日以上、排出ガス量15万Nm<sup>3</sup>/時以上</li> </ul> </li> <li>出力が0.5万キロワット以上である風力発電所の設置事業</li> </ul>	県全域(北九州市及び福岡市を除く)	福岡県環境部自然環境課	092-643-3368	○	○	×	○	○
174	<a href="#">福岡県環境保全に関する条例</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場の設置事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>排出水量 300m<sup>3</sup>/日以上、硫酸化合物の排出量10Nm<sup>3</sup>/時以上(許可)</li> </ul> </li> <li>3ha以上の宅地の造成(ソーラーパネル(工作物)のみの設置を除く)</li> </ul>	県全域	福岡県環境部自然環境課	092-643-3368	○	○	○	○	○
175	<a href="#">上毛町環境保全条例</a>	公害が発生するおそれがあると予想される工場等を設置するとき	上毛町	上毛町住民課	0979-72-3111	○	○	○	○	○
176	<a href="#">産業物の処理及び清掃に関する法律</a>	一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置(許可)	県全域 (北九州市、福岡市及び久留米市を除く。)	福岡県環境部廃棄物対策課施設第一係(一廃)	092-643-3398(施設第一係)	×	×	×	×	○
			福岡県環境部廃棄物対策課施設第二係(産廃)	092-643-3364(施設第二係)	×	×	×	×	○	
			筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市	福岡県筑紫保健福祉環境事務所環境指導課(申請窓口)	092-513-5612	×	×	×	×	○
			中間市、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡、遠賀郡	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所環境指導課(申請窓口)	0940-36-6322	×	×	×	×	○
			※1 直方市、宮若市、鞍手郡 ※2 飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡 ※3 田川市、田川郡	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所環境指導課(申請窓口)	※1 0948-21-4812 ※2 0948-21-4813 ※3 0948-21-4814	×	×	×	×	○
			小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡	福岡県北筑後保健福祉環境事務所環境課(申請窓口)	0942-30-1058	×	×	×	×	○
			大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三瀬郡、八女郡	福岡県南筑後保健福祉環境事務所環境指導課(申請窓口)	0943-22-6964	×	×	×	×	○
			行橋市、豊前市、京都市、築上郡	福岡県京築保健福祉環境事務所環境課(申請窓口)	0930-23-2380	×	×	×	×	○
			北九州市	北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策課(産廃)	093-582-2177(産業廃棄物対策課)	×	×	×	×	○
			福岡市	福岡市環境局環境監視部産業廃棄物指導課(産廃)	092-711-4303(産業廃棄物指導課)	×	×	×	×	○
			久留米市	久留米市環境部廃棄物指導課	0942-30-9148	×	×	×	×	○
		産業廃棄物処理業の実施(許可)	県全域 (北九州市、福岡市及び久留米市を除く。)	福岡県環境部廃棄物対策課	092-643-3364	×	×	×	×	○
			福岡県筑紫保健福祉環境事務所環境指導課(申請窓口)	092-513-5612	×	×	×	×	○	
			中間市、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡、遠賀郡	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所環境指導課(申請窓口)	0940-36-6322	×	×	×	×	○
			※1 直方市、宮若市、鞍手郡 ※2 飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡 ※3 田川市、田川郡	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所環境指導課(申請窓口)	※1 0948-21-4812 ※2 0948-21-4813 ※3 0948-21-4814	×	×	×	×	○
			小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡	福岡県北筑後保健福祉環境事務所環境課(申請窓口)	0942-30-1058	×	×	×	×	○
			大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三瀬郡、八女郡	福岡県南筑後保健福祉環境事務所環境指導課(申請窓口)	0943-22-6964	×	×	×	×	○
			行橋市、豊前市、京都市、築上郡	福岡県京築保健福祉環境事務所環境課(申請窓口)	0930-23-2380	×	×	×	×	○
			北九州市	北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策課(産廃)	093-582-2177	×	×	×	×	○
			福岡市	福岡市環境局環境監視部産業廃棄物指導課(産廃)	092-711-4303	×	×	×	×	○
			久留米市	久留米市環境部廃棄物指導課	0942-30-9148	×	×	×	×	○
		一般廃棄物収集運搬業許可 一般廃棄物処分業許可	各市町村(又は一部事務組合)	各市町村(又は一部事務組合)の一般廃棄物処理業許可担当課	各市町村(又は一部事務組合)	×	×	×	×	○

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)	再生エネルギーの種類				
						太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス
177	<a href="#">大気汚染防止法</a>	一定規模以上のボイラー、廃棄物焼却炉等ばい煙発生施設の設置 (工事着手の60日前までに届出)	大牟田市(工場)	福岡県環境部環境保全課大気係(相談窓口) 大牟田市環境部環境保全課(届出窓口)	092-643-3360 0944-41-2721	×	×	○	×	○
			大牟田市(事業場)	大牟田市環境部環境保全課(届出窓口)	0944-41-2721					
			筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市	福岡県筑紫保健福祉環境事務所環境指導課(届出窓口)	092-513-5612					
			中間市、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡、遠賀郡	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所環境指導課(届出窓口)	0940-36-6322					
			※1 直方市、宮若市、鞍手郡 ※2 飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡 ※3 田川市、田川郡	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所環境指導課(届出窓口)	※1 0948-21-4812 ※2 0948-21-4813 ※3 0948-21-4814					
			小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡	福岡県北筑後保健福祉環境事務所環境課(届出窓口)	0942-30-1058					
			柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三瀬郡、八女郡	福岡県南筑後保健福祉環境事務所環境指導課(届出窓口)	0943-22-6964					
			行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	福岡県京築保健福祉環境事務所環境課(届出窓口)	0930-23-2380					
			北九州市	北九州市環境局環境監視部環境監視課	093-582-2290					
			福岡市	福岡市環境局環境監視部環境保全課	092-733-5386					
久留米市	久留米市環境部環境保全課	0942-30-9043								
	<a href="#">北九州市公害防止条例</a>	一定規模以上の廃棄物焼却炉等のばい煙に係る指定施設の設置 (工事着手の60日前までに届出)	北九州市	北九州市環境局環境監視部環境監視課	093-582-2290	×	×	○	×	○
178	<a href="#">悪臭防止法</a>	規制地域において行う事業	福岡県全域	各市町村環境部局	各市町村	×	×	×	×	○
179	<a href="#">家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律</a>	家畜等の排せつ物を燃料として使用する事業 ※「たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設の構造設備及び家畜排せつ物の管理の方法に関し畜産業を営む者が遵守すべき基準」(管理基準という)が定められている	福岡県全域	福岡県農林水産部畜産課	092-643-3496	×	×	×	×	○
180	<a href="#">桂川町公害防止条例</a>	桂川町内における事業活動に伴って生じる公害の防止	桂川町	桂川町保険環境課	0948-65-1097	○	○	○	○	○
181	<a href="#">水質汚濁防止法</a>	水質汚濁防止法施行令(昭和46年6月17日政令第188号)別表第一に規定する特定施設の設置等 (工事着手の60日前までに届出)	大牟田市	福岡県環境部環境保全課水質係(相談窓口) 大牟田市環境部環境保全課(届出窓口)	092-643-3359 0944-41-2721	×	×	○	○	○
			筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市	福岡県筑紫保健福祉環境事務所環境指導課	092-513-5612					
			中間市、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡、遠賀郡	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所環境指導課	0940-36-6322					
			※1 直方市、宮若市、鞍手郡 ※2 飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡 ※3 田川市、田川郡	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所環境指導課	※1 0948-21-4812 ※2 0948-21-4813 ※3 0948-21-4814					
			小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡	福岡県北筑後保健福祉環境事務所環境課	0942-30-1058					
			柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三瀬郡、八女郡	福岡県南筑後保健福祉環境事務所環境指導課	0943-22-6964					
			行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	福岡県京築保健福祉環境事務所環境課	0930-23-2380					
			北九州市	北九州市環境局環境監視部環境監視課	093-582-2290					
			福岡市	福岡市環境局環境監視部環境保全課	092-733-5386					
			久留米市	久留米市環境部環境保全課	0942-30-9043					
182	<a href="#">瀬戸内海環境保全特別措置法</a>	水質汚濁防止法等の特定施設等の設置で、瀬戸内海区域及びそこへ流入する公共用水域に1日50m以上排水する場合は、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、許可が必要(約80日前)	添田町、赤村	福岡県環境保全課水質係(相談窓口) 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所環境指導課(申請窓口)	092-643-3359(相談窓口) 0948-21-4814(申請窓口)	×	×	○	○	○
			行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	福岡県環境保全課水質係(相談窓口) 福岡県京築保健福祉環境事務所環境課(申請窓口)	092-643-3359(相談窓口) 0930-23-2380(申請窓口)	×	×	○	○	○
			北九州市	北九州市環境局環境監視部環境監視課	093-582-2290	×	×	○	○	○
183	<a href="#">騒音規制法</a>	一定規模以上の空気圧縮機、送風機、木材加工機械等の特定施設の設置 (設置工事着手日の30日前までに届出)	各市町村	各市町村 環境部局		○	○	○	○	○
		一定規模以上のバックホウ、トラクター・ショベル、ブルドーザー等を使用する特定建設作業の実施(作業開始の7日前までに届出)	各市町村	各市町村 環境部局		○	○	○	○	○
		一定規模以上の圧縮機、木材加工機械等の特定施設の設置 (設置工事着手日の30日前までに届出)	各市町村	各市町村 環境部局		○	○	○	○	○
		一定規模以上の特定建設作業の実施(作業開始の7日前までに届出)	各市町村	各市町村 環境部局		○	○	○	○	○
	<a href="#">福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例</a>	一定規模以上の特定施設の設置 (設置工事着手日の30日前までに届出)	各市町村(北九州市を除く)	各市町村 環境部局		○	○	○	○	○
	<a href="#">北九州市公害防止条例</a>	一定規模以上の空気圧縮機、送風機等の特定施設の設置 (設置工事着手日の30日前までに届出)	北九州市	北九州市環境局環境監視部環境監視課	093-582-2290	○	○	○	○	○

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)	再生エネルギーの種類				
						太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス
184	ダイオキシン類対策特別措置法	廃棄物焼却炉の設置(火床面積0.5㎡以上又は焼却能力50kg/h以上) (工事着手の60日前までに届出)	大牟田市	福岡県環境部環境保全課大気係(相談窓口) 大牟田市環境部環境保全課(届出窓口)	092-643-3360 0944-41-2721	×	×	×	×	○
			筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市	福岡県筑紫保健福祉環境事務所環境指導課(届出窓口)	092-513-5612	×	×	×	×	○
			中間市、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡、遠賀郡	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所環境指導課(届出窓口)	0940-36-6322	×	×	×	×	○
			※1 直方市、宮若市、鞍手郡 ※2 飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡 ※3 田川市、田川郡	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所環境指導課(届出窓口)	※1 0948-21-4812 ※2 0948-21-4813 ※3 0948-21-4814	×	×	×	×	○
			小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡	福岡県北筑後保健福祉環境事務所環境課(届出窓口)	0942-30-1058	×	×	×	×	○
			柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三瀬郡、八女郡	福岡県南筑後保健福祉環境事務所環境指導課(届出窓口)	0943-22-6964	×	×	×	×	○
			行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	福岡県京築保健福祉環境事務所環境課(届出窓口)	0930-23-2380	×	×	×	×	○
			北九州市	北九州市環境局環境監視部環境監視課	093-582-2290	×	×	×	×	○
			福岡市	福岡市環境局環境監理部環境保全課	092-733-5386	×	×	×	×	○
			久留米市	久留米市環境部環境保全課	0942-30-9043	×	×	×	×	○
185	高圧ガス保安法	高圧ガスの製造・貯蔵・消費等に係る許可又は届出	県全域(福岡市、北九州市を除く)	福岡県商工部工業保安課	092-643-3439	×	×	○	×	○
			遠賀郡、行橋市、京都郡、豊前市、築上郡、中間市	北九州中小企業振興事務所(届出)	093-512-1540					
			宗像市、福津市、筑紫野市、太宰府市、那珂川市、春日市、糸島市、糟屋郡、大野城市、古賀市	福岡中小企業振興事務所(届出)	092-622-1040					
			直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、宮若市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡	飯塚中小企業振興事務所(届出)	0948-22-3561					
			大牟田市、筑後市、三井郡、久留米市、大川市、三瀬郡、柳川市、小郡市、八女郡、朝倉市、うきは市、八女市、みやま市、朝倉郡	久留米中小企業振興事務所(届出)	0942-33-7228					
			北九州市	北九州市消防局予防部規制課	093-582-3851					
			福岡市	福岡市消防局予防部指導課	092-725-6615					
186	北九州市火災予防条例	太陽光パネル設置に伴い、変電設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)又は蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。)を設置する場合(設置をす際はあらかじめ届出。ただし、全出力50キロワット未満の変電設備及び定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満の蓄電池設備は届出不要。)	北九州市	・北九州市消防局予防部指導課建築設備係(相談窓口) ・各消防署予防課(届出窓口)	(北九州市消防局予防部指導課建築設備係(相談窓口)) 093-582-3813 (北九州市消防局予防部規制課危険物係)	○	×	×	×	×
				北九州市消防局予防部規制課危険物係	093-582-3851	×	×	×	×	○
187	福岡市火災予防条例	変電設備(全出力20kwを越えるもの。)又は蓄電池設備(定格容量と伝槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル以上のもの。)を設置する場合	福岡市	福岡市消防局予防部予防課	092-725-6600	○	×	×	×	×
		木くずを10立方メートル以上貯蔵又は取り扱う場合(木くずを50立方メートル以上貯蔵又は取り扱う場合は、あらかじめ指定可燃物貯蔵・取扱の届出)	福岡市	福岡市消防局予防部予防課	092-725-6600	×	×	×	×	○

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)	再生エネルギーの種類				
						太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス
188	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(農山漁村再生可能エネルギー法)	○設備計画の認定に係るもの 農地法 ・第4条第1項 ・第5条第1項 ※ 法規制等の問合せについては、福岡県水田農業振興課 農地係へ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 ・第9条 ※ 法規制等の問合せについては、福岡県畜産課へ 森林法 ・第10条の2第1項 ・第34条第1項 ・第34条第2項 ※ 法規制等の問合せについては、福岡県農山漁村振興課 森林保全係へ 漁港漁場整備法 ・第39条第1項 海岸法 ・第7条第1項 ・第8条第1項 ※ 法規制等の問合せについては、福岡県水産振興課施設管理係へ 自然公園法 ・第20条第3項 ・第33条第1項 温泉法 ・第3条第1項 ・第11条第1項 ※ 法規制等の問合せについては、福岡県自然環境課へ	福岡県農林水産部農山漁村振興課中山間地域振興係	092-643-3503	○	○	○	○	○	

<②設計から運転までの関係法令>

【開発行為関係】

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)	再生エネルギーの種類				
						太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス
189	建築基準法	建築確認 ※手続きが必要になる場合 ○太陽光発電設備に係る手続 ①土地に自立して設置するもの 以下の場合を除き、建築確認が必要 (1) 以下の(i)及び(ii)に該当するもので、高さが4m以下のもの (i) 当該設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らない場合 (ii) 架台下の空間を居住等の屋内的用途に供しない場合 (2) 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物に該当する場合 ②既存の建築物の屋上に取り付けるもの 架台下の空間に人が立ち入らない等のものについては、定期検査の対象として特定行政庁が指定するものを除き、建築確認が不要 ○太陽光発電設備に付属する建築物に係る手続 当該付属施設がパワーコンディショナを収納する専用コンテナで、内部に人が立ち入らない等の場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要 ○風力発電設備に係る手続 以下の場合を除き、建築確認が必要 ・風力発電設備が電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物に該当する場合 ・風力発電設備が船舶安全法第2条第1項の適用を受けるものである場合 ○風力発電設備に付属する建築物に係る手続 当該付属施設が土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナで、内部に人が立ち入らない等の場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要 ○地熱発電設備または中小水力発電設備に付属する建築物に係る手続 当該付属施設が土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナで、内部に人が立ち入らない等の場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要 ○バイオマス発電設備に付属する建築物に係る手続 当該付属施設が土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用コンテナで、内部に人が立ち入らない等の場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要。なお、都市計画区域内において、一定の数量以上の産業廃棄物や一般廃棄物の処理施設建築等する場合には、別途許可が必要	古賀市、糸島市、糟屋郡	福岡県福岡県土整備事務所建築指導課	092-641-0169	○	○	○	○	○
			小郡市、うきは市、三井郡	福岡県久留米県土整備事務所建築指導課	0942-44-5225	○	○	○	○	○
			筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市	福岡県那珂川土整備事務所建築指導課	092-513-5572	○	○	○	○	○
			中間市、宗像市、福津市、遠賀郡	福岡県北九州県土整備事務所建築指導課	093-691-4585	○	○	○	○	○
			飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡	福岡県飯塚県土整備事務所建築指導課	0948-21-4945	○	○	○	○	○
			柳川市、大川市、みやま市、三潁郡	福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所建築指導課	0944-72-2564	○	○	○	○	○
			八女市、筑後市、八女郡	福岡県八女県土整備事務所建築指導課	0943-22-6993	○	○	○	○	○
			朝倉市、朝倉郡	福岡県朝倉県土整備事務所建築指導課	0946-22-1859	○	○	○	○	○
			行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	福岡県京築県土整備事務所建築指導課	0979-82-3364	○	○	○	○	○
			田川市、田川郡	福岡県田川県土整備事務所建築指導課	0947-42-9117	○	○	○	○	○
			直方市、宮若市、鞍手郡	福岡県直方県土整備事務所建築指導課	0949-22-5639	○	○	○	○	○
			北九州市	北九州市建築都市局建築審査課	093-582-2535	○	○	○	○	○
			福岡市	福岡市住宅都市局建築指導部建築審査課	092-711-4577	○	○	○	○	○
大牟田市	大牟田市都市整備部建築住宅課	0944-41-2797	○	○	○	○	○			
久留米市	久留米市都市建設部建築指導課	0942-30-9089	○	○	○	○	○			
190	大牟田市建築基準法の運用解説	建築確認	大牟田市	大牟田市都市整備部建築住宅課	0944-41-2797	○	○	○	○	

## 【建築物・工作物関係】

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)	再生エネルギーの種類				
						太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス
191	航空法	昼間障害標識設置物件の届出 (昼間において航空機からの視認性が困難であると認められる煙突、鉄塔その他の物件で地表又は水面から60メートル以上の高さのものの設置者が、当該物件に昼間障害標識を設置した場合)	県全域	大阪航空局保安部航空灯火・電気技術課監理係 (空港等周辺以外) 大阪航空局福岡空港事務所(福岡空港周辺) 大阪航空局北九州空港事務所(北九州空港周辺)	06-6949-6527 (空港等周辺以外) 092-621-2221 (福岡空港周辺) 093-474-0204 (北九州空港周辺)	×	○	○	×	○
		空港周辺における建物等設置の制限	県全域	大阪航空局福岡空港事務所(福岡空港周辺) 大阪航空局北九州空港事務所(北九州空港周辺)	092-621-2221 (福岡空港周辺) 093-473-1089 (北九州空港周辺)	×	○	○	×	○
192	電波法	伝搬障害防止区域における高層建築物等にかかる届出 (発電所建設地が電波障害防止区域(重要無線通信を確保する必要があるときは、その必要範囲内において総務大臣が定める)に指定されており、発電施設の最高部が31mを超える場合)	県全域	九州総合通信局無線通信部陸上課	096-326-7859	×	○	○	×	○
193	電気事業法	保安規程の届出手続、主任技術者の選任及び届出手続、工事計画の届出手続、使用前自主検査手続、使用前安全管理検査手続、定期安全管理検査手続	県全域	九州産業保安監督部電力安全課	092-482-5519	○	○	○	○	○
		次年度以降10年間の電気の需要見通し及び電気の供給等の計画届出	県全域	電力広域的運営推進機関	03-6632-0903	○	○	○	○	○

## 【河川・港湾・海岸関係】

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)	再生エネルギーの種類				
						太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス
194	河川法	流水の占用の許可	1級河川の指定区間 2級河川	福岡県県土整備部河川管理課管理係	092-643-3666	×	×	○	○	○
195	北九州市準用河川占用料等徴収条例	流水の占用の許可	北九州市の ・準用河川 ・普通河川	北九州市建設局河川部河川整備課	093-582-2281	×	×	○	○	○
196	福岡市準用河川流水占用料等徴収条例	流水の占用の許可	福岡市の ・準用河川 ・普通河川	福岡市道路下水道局建設部河川課	092-711-4497	×	×	○	○	○
	福岡市水路使用料条例		福岡市の ・下水道河川管理課所管の水路 ・下水道管渠	福岡市道路下水道局管理部 下水道管理課	092-711-4495	×	×	○	○	○
197	桂川町道路、河川並びに町有土地占用料徴収条例	占用料の徴収	桂川町	桂川町建設事業課	0948-65-3330	×	×	○	○	○

## 【道路関係】

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)	再生エネルギーの種類				
						太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス
198	道路法	道路法に基づく車両制限 (建設時において、幅、高さ、長さ又は回転半径が車両制限令で定める最高速度を超える工事車両を通行させるために交通規制が必要な場合)	政令市を除く県全域の国道(指定区間外)及び県道	福岡県県土整備部道路維持課・管理係 (乗務手続きは各県土整備事務所及び支所)	092-643-3653	○	○	○	○	○
			直轄国道を除く、北九州市管内の道路法上の道路	北九州市建設局総務部管理課 (占用許可の実務手続きは各区役所)	093-582-2271	○	○	○	○	○
			直轄国道を除く、福岡市管内の道路法上の道路	福岡市道路下水道局道路維持課	092-711-4488	○	○	○	○	○
199	道路交通法	道路使用許可手続 (道路上において工事・作業を行う場合)  制限外積載許可手続 (工事等に伴う資材等の運搬時に、積載物の大きさ又は積載の方法が政令で定める制限を超えて運搬する場合)	県内全域(道路上)	福岡県警察本部交通部交通規制課	092-641-4141	○	○	○	○	○

【設備等規制関係】

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)	再生エネルギーの種類				
						太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス
200	高圧ガス保安法	高圧ガスの製造・貯蔵・消費等に係る許可又は届出	県全域	福岡県商工部工業保安課	092-643-3439	×	×	○	×	○
			遠賀郡、行橋市、京都郡、豊前市、築上郡、中間市	北九州中小企業振興事務所(届出)	093-512-1540					
			宗像市、福津市、筑紫野市、太宰府市、那珂川市、春日市、糸島市、糟屋郡、大野城市、古賀市	福岡中小企業振興事務所(届出)	092-622-1040					
			直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、宮若市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡	飯塚中小企業振興事務所(届出)	0948-22-3561					
			大牟田市、筑後市、三井郡、久留米市、大川市、三潁郡、柳川市、小郡市、八女郡、朝倉市、うきは市、八女市、みやま市、朝倉郡	久留米中小企業振興事務所(届出)	0942-33-7228					
			北九州市	北九州市消防局予防部規制課	093-582-3851					
		福岡市	福岡市消防局予防部指導課	092-725-6615						
201	ガス事業法	バイオガスの製造(発生)能力又は供給能力のいずれも300m <sup>3</sup> /日以上のもので、 ①家畜排せつ物を原料として発酵槽でバイオガスを発生させ、燃料として利用する場合 ②発生させたバイオガス等をパイプラインで特定の者に販売する場合 (開始の届出) 「準用事業」の開始届出書に必要事項を記載し、産業保安監督部長へ届出なければならない。 (設備設置・変更の報告) 設備を設置又は変更した場合は、設備設置報告書に必要事項を記載し、添付書類を添え、産業保安監督部長へ20日以内に報告しなければならない。	県全域	九州産業保安監督部	092-643-5527	×	×	×	×	○
202	消防法	危険物取扱所に該当する場合、届出が必要	各市町村	市町村の消防担当部局		○	○	○	○	○